

令和4年度

恵庭市社協 事業計画

目 次

1	基本方針について	1
2	懸案・重点施策について	2
3	組織・職員体制について	3
4	体系別事業実施計画について	4
5	主な会議・行事日程等について	8

社会福祉法人

恵庭市社会福祉協議会

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症のまん延は、私たちの暮らしに長期的な影響を及ぼし、その感染拡大により、社協の事業・活動や地域での支えあい活動についても休止・縮小を余儀なくされる等、社会に甚大な影響を及ぼしています。

国は令和2年に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向け、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の構築を目指しています。各市町村における包括的支援体制の構築にあたっては、これまでの実践等を踏まえ、社協が主導的な役割を発揮することが期待されています。このようなことから本会も「地域共生社会」の実現に向け、各種地域福祉活動における連携の強化を図ります。

さらに、成年後見支援センター事業では、成年後見人の普及・啓発、制度の利用促進やネットワークづくり等中核的な役割が求められていることから、これまでの権利擁護支援におけるノウハウ等を活かし、引き続き後見実施体制の充実を進めます。

また、今年度は令和3年度から5か年を計画期間とする本会の「第6期地域福祉実践計画」の2年目にあたり、恵庭市とのパートナーシップのもと、町内会・自治会、民生委員・児童委員、各関係機関・団体、ボランティア関係者等とのネットワークを活かし、的確に事業を推進します。

このようなことから、令和4年度においては継続するコロナ禍のなか、第6期地域福祉実践計画の目標である「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」の実現に向けて、第6期地域福祉実践計画の推進、各種地域福祉活動における連携の強化、成年後見支援センターの推進及び後見実施体制の充実など、社協活動への期待の高まりに応えるべく、こうした様々な課題に積極的に取り組んで参ります。

※「重層的支援体制整備事業」

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、を実施する事業。

2 懸案・重点施策について

(1) 第6期地域福祉実践計画の推進

地域福祉実践計画は、「わがまちの社協がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を地域住民の皆様に明らかにするものであり、恵庭市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である「恵庭市地域福祉計画」と連携を図り策定しています。令和4年度は第6期地域福祉実践計画の2年目であり、それぞれの事業項目を確実に推進し、的確な進行管理を行うとともに、新たな課題や見直し事項の確認等、本会を取り巻く諸課題等の変改に応じて適宜見直し・検討に努めてまいります。

(2) 地域福祉活動における連携の強化

国が目指す「地域共生社会」の実現にむけ、本会においても恵庭市から委託を受け配置した「第1層生活支援コーディネーター」を中心に、市内各地域包括支援センターに配置した「第2層生活支援コーディネーター」と連携しながら、持続可能なふれあいサロンの運営支援、小地域ネットワーク活動で展開されている見守り活動等からの地域課題の抽出、担い手となるボランティア活動者の養成など、各種地域福祉活動における連携の強化を行っています。このような中、昨年度コロナ禍において少しでも楽しく過ごせるように社協・市・地域包括支援センターとともに作成した冊子「いえかつ」が好評を得ており、今年度も継続して発行いたします。

(3) 成年後見支援センターの推進及び後見実施体制の充実

恵庭市からの委託を受け設置した成年後見支援センター事業においては、毎年相談件数が増加し、これによって申立支援並びに本会が法人として後見人に就任するケースも増加しております。

令和4年2月末現在で延べ25件受任しており、法人後見の履行補助として市民後見人養成研修修了者17名が、後見支援員となり活動しております。

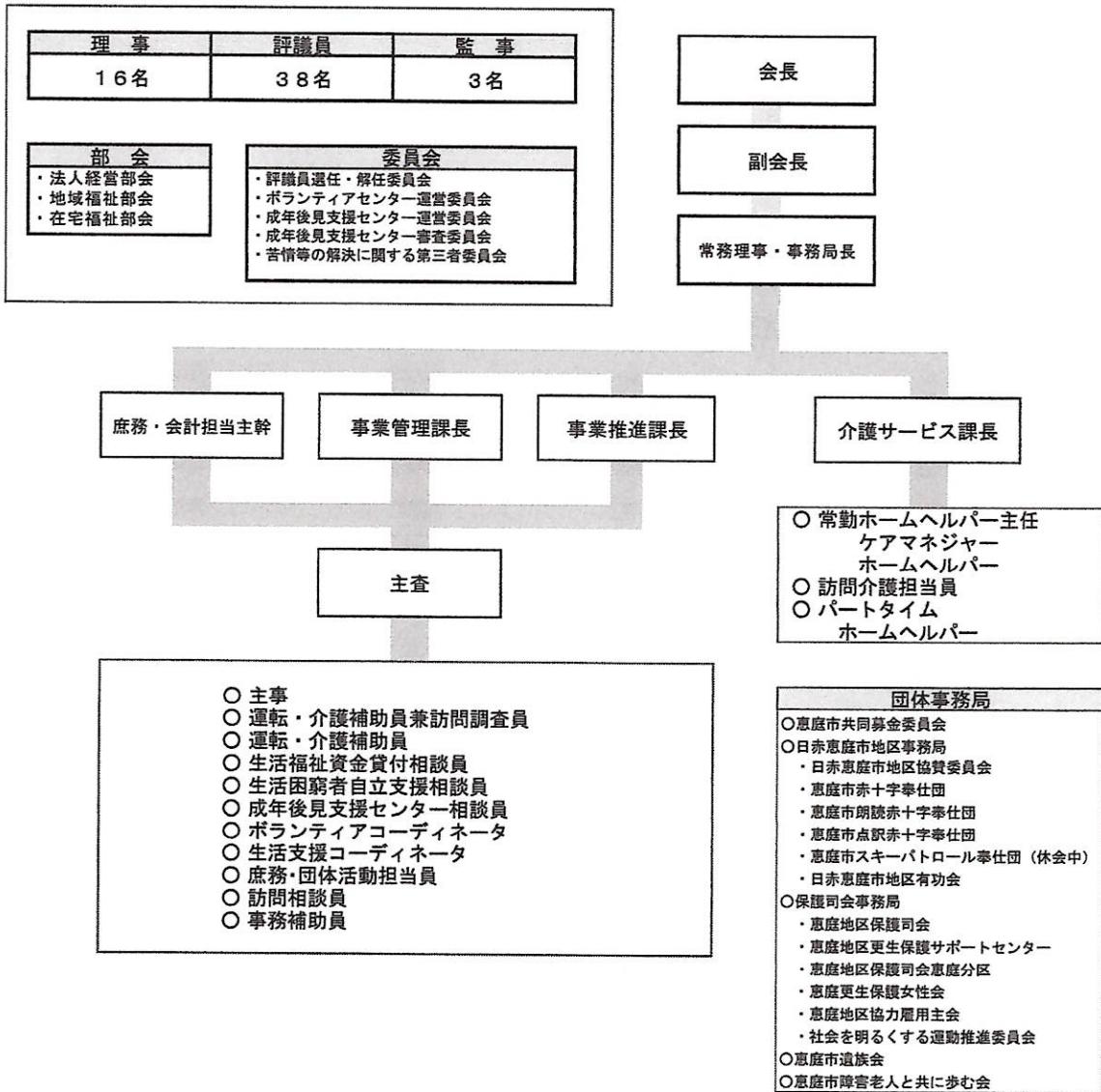
今後は、制度の利用促進やネットワークづくり等権利擁護支援における恵庭市全体の中核的な役割が求められていることから、これまでの権利擁護支援におけるノウハウ等を活かし、引き続き後見実施体制の充実を図ります。

3 組織・職員体制について

社協は、下図の組織構成で運営されています。

【令和4年度社協組織機構】

令和4年4月1日予定



4 体系別事業実施計画について

基本理念：「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」

【基本目標1】「地域で支えあう、つながりづくりを推進します」

住民参加や協働による福祉活動の支援とともに、地域・住民による「支えあいや見守り」が福祉のまちづくりには必要です。

引き続き、重点推進項目として地域福祉推進の中核的事業として推進している「小地域ネットワーク活動」及び「ふれあいサロン事業」等を推進し、基本目標の実現に努めます。

（1）重点推進項目【小地域ネットワーク活動の推進】

1. 小地域支えあい指定事業
2. 小地域支えあいバックアップ事業
3. 小地域支えあい交通費支援事業
4. ふれあい交流会助成事業
5. 年末年始ふれあい支援事業
6. 安心・安全・福祉のまちづくり研修会

（2）重点推進項目【ふれあいサロン事業の推進】

1. ふれあいサロン事業
2. ふれあいミーティングの開催

（3）重点推進項目【社会福祉功労者等の顕彰・ふれあい福祉まつりの開催】

1. 社会福祉功労者等の顕彰、ふれあい福祉まつりの開催

【基本目標2】「ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます」

超高齢社会を迎え、高齢者の生きがい・社会参加に向けた環境整備や制度外の福祉ニーズに対してボランティア支援を求める相談も増加しています。

引き続き、重点推進項目として「ボランティアセンターの運営」、「ボランティアの養成」及び「児童生徒のボランティア活動の推進」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

（1）重点推進項目【ボランティアセンターの運営】

1. ボランティアセンターの機能強化
2. ボランティア登録の推進
3. ボランティアへの活動支援
4. ボランティア団体交流会の開催

5. 恵庭市介護支援ボランティアポイント事業の推進

6. 災害ボランティアセンタ一体制の整備

(2) 重点推進項目【ボランティアの養成】

1. ボランティア研修会の開催

2. ボランティア体験プログラムの実施

3. ボランティア活動の手引き作成

(3) 重点推進項目【児童生徒のボランティア活動の推進】

1. 学校におけるボランティア活動、福祉教育の支援

【基本目標3】「地域生活での安心と自立をサポートします」

「成年後見支援センター事業」において制度の利用促進やネットワークづくり等中核的な役割が求められれていることから、これまでの権利擁護支援におけるノウハウ等を活かし、引き続き後見実施体制の充実を図ります。

「生活困窮者自立支援事業」では、コロナ禍における企業の倒産・休業等が顕著となるなか、市民に対する自立相談支援機関として各機関と連携・協力のもと経済的に困窮された方等への支援を行っていきます。

また、社協への理解、潜在的な生活課題や福祉課題等のニーズに対応するため、情報提供の強化に努めます。

重点推進項目として「社協情報の発信」、「権利擁護の推進」、「生活困窮者への支援」及び「相談体制の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【社協情報の発信】

1. 社協事業の情報提供・出前講座

(2) 重点推進項目【権利擁護の推進】

1. 恵庭市成年後見支援センター事業

(3) 重点推進項目【生活困窮者への支援】

1. 生活困窮者等の自立支援

(4) 重点推進項目【相談体制の充実】

1. 相談窓口の設置

【基本目標4】「安心した暮らしを支えるサービスを提供します」

社協が介護保険サービス等を含めた在宅福祉サービスを行う意義を踏まえ、サービス提供を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握を行い、既存の制度・サービスの対象にならないニーズも含め、必要な支援や援助に向けた体制整備を図ります。今年度は外出支援サービスの拡充について取り組みを行います。

重点推進項目として「各種福祉サービス事業の推進」及び「介護保険サービス等の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【各種福祉サービス事業の推進】

1. 在宅高齢者等配食サービス事業
 2. ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
 3. 家族介護者介護用品支給事業
 4. ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業
 5. 寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業
 6. 寝たきり高齢者等布団丸洗い・乾燥・消毒サービス事業
 7. 高齢者等外出支援サービス事業、重度心身障がい児者通院外出支援サービス事業（拡充）
 8. 福祉車両貸出事業
 9. 福祉用具貸出事業
 10. 歳末見舞金交付事業
 11. 歳末大掃除サービス事業
 12. 生活支援体制整備事業
 13. ちょっとお手伝いサービス「なんもだよ」
 14. 高齢者等除雪サービス事業
 15. 新しいサービス・事業についての調査研究・受託の検討
- (2) 重点推進項目【介護保険サービス等の充実】
1. 訪問介護事業、居宅介護支援事業
 2. 居宅介護事業・行動援護事業

【基本目標5】「地域福祉を推進する社協組織を強化します」

地域福祉を推進する団体として円滑な事業運営を行うためには、市民に信頼される法人運営が必要です。

そのために、組織・事務局体制の充実強化、経営状況や活動内容の情報公開の徹底と中長期を見据えた財政基盤の確立が求められます。

重点推進項目として「計画の推進と管理」、「組織体制の強化」、「持続可能な財務運営」及び「行政や各関係機関団体等との連携」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【計画の推進と管理】

1. 地域福祉実践計画の進行管理

(2) 重点推進項目【組織体制の強化】

1. 組織運営体制の充実・強化

2. 事務局（職員）体制の充実・強化

(3) 重点推進項目【持続可能な財務運営】

1. 社協会費への理解と協力依頼、自主財源の確保
2. 愛情銀行の運営と周知
3. 共同募金活動への協力
4. 安定的な財務運営

(4) 重点推進項目【行政や各関係機関団体等との連携】

1. 行政や各関係機関、福祉団体との連携
2. 福祉団体事務局の運営

5 主な会議・行事日程等について

社協では、主催する会議及び行事、さらに事務局等を担っている団体等が主催する会議及び行事を実施しており、令和4年度における主な会議・行事日程等は次のとおりです。なお、日程等につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止のため変更となる場合があります。

(1) 社協主催・共催及びボランティア関係会議及び行事

【社協主催分】

区分	日 程 等		摘 要
①三役及び三部会長会議			
・開催時期 必要に応じ適宜開催		会長・副会長・常務理事及び三部会長で構成し、法人運営諸調整、理事会・評議員会開催に伴う議案調整等を行う。	
②理事会		法人の業務の決定を行う。	
・開催時期 6月 12月 3月			
③監事（監査）		業務執行の状況及び財産の状況について監査を行う。	
・開催時期 5月 8月 11月 2月			
④評議員会		予算・事業計画をはじめとする重要事項について議決を行う。	
・開催時期 6月 3月			
⑤理事・監事・評議員全体会議		社協では、毎年7月1日から同月31日を社協会費納入月間としており、これに向けた全体会議（特別賛助会費）。	
・開催時期 6月			
⑥評議員選任・解任委員会		4年任期または欠員補充する評議員候補者を選任するために設置。	
・改選年に開催 概ね2月～4月			
・臨時開催 必要に応じ適宜開催			
⑦部会⇒必要に応じ、部会長が招集。		専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申するために設置。	
⑦-1 法人運営部会		法人の運営、財務管理等について協議。	
・開催回数 必要に応じ適宜開催			
⑦-2 地域福祉部会		地域福祉の推進、サービス利用支援等、実践計画管理評価について協議。	
・開催回数 必要に応じ適宜開催			

⑦ー3 在宅福祉部会		在宅福祉サービス、介護保険サービス等について協議。
・開催回数	必要に応じ適宜開催	
⑧顕彰審査委員会		顕彰規程に基づき会長顕彰該当者を審査するために設置。
・開催時期	9月	
⑨成年後見支援センター運営委員会		センターの円滑な運営と効率的な事業の実施を図るために設置。
・開催時期	5月 3月	
⑩成年後見支援センター審査委員会		センターが受任する案件について審査するために設置。
・開催時期	随時	
⑪苦情等の解決体制		苦情等の解決に関する規程により、苦情等の解決体制を整備。
・関係処理	規程に基づく	
⑫外部監査		財務管理の適正化と経理の事務処理を整備するために実施。
・開催時期	2カ月に1回（年6回）	
⑬ふれあいミーティング		社協に登録しているふれあいサロン団体の方々の情報交換と交流の場。
・開催時期	4月、8月、12月	
⑭安心・安全・福祉のまちづくり研修会		小地域ネットワーク活動の円滑な推進と資質向上を図るため、地域で福祉活動に携わる方々を対象に開催。
・開催時期	2月	
⑮職員会議（管理職等会議・課内会議）		職員会議は、事務局長からの伝達、職員間の協議・調整・報告等の場とともに、職員研修の場としても活用。
・定例開催	毎月上旬開催（年12回）	
・臨時開催	必要に応じ適宜開催	介護サービス課職員（ケアマネジャー・ホームヘルパー等）を対象とする職場研修等。
⑯ケアカンファレンス		
・開催時期	月1回開催（年12回程度）	

【社協・共募共催関係】

区分	日程等		摘要
①社協・共募共催実行委員会			
・開催時期	6月 10月		共催事業実行委員会設置要綱に基づき、共催で行う事業に関して協議・検討を行なうために設置。
②社協・共募役員評議員研修会			
・開催時期	6月		共催事業実行委員会における事業計画に基づき実施。
③社会福祉功労者表彰式・ふれあい福祉まつり			
・開催時期	11月26日（土）		市民の方々に地域福祉及び社協、共募活動について理解をいただくため、ふれあいの場として開催。

【ボランティアセンター関係】

区分	日程等		摘要
①ボランティアセンター運営委員会			
・開催時期	5月 3月		ボランティアセンター運営規定に基づき、センターの円滑な運営と効果的な事業の実施を図るため開催。
②ボランティアセンター交流会			
・開催時期	1月		登録ボランティア同士の交流を図るために、団体・個人向けの交流会を開催。
③ボランティア体験プログラム			
・開催時期	7月～12月		ボランティア参加のきっかけづくりとして、朗読・手話・点訳・要約筆記の4コースを開催。
④ボランティア研修会			
・開催時期	年2回		ボランティア参加のきっかけづくり、活動者のスキルアップを目的に研修会を開催。
⑤ボランティアポイント登録説明会			
・開催時期	3ヶ月1回程度		ボランティアポイント活動登録にあたり、ボランティア活動の基本や心得を説明。
⑥ボランティアポイント更新説明会・交流会			
・開催時期	各年1回		ボランティアポイント登録者のスキルアップ及び交流を目的に開催。
⑦ボランティアポイント施設職員研修会			
・開催時期	年1回		ボランティアポイント登録施設職員を対象とした研修会を開催。

(2) 団体事務局として関わる会議及び行事について

■ 恵庭市共同募金委員会関係

- ①三役打合せ会議、理事会、評議員会、監査、共同募金委員会審査委員会
- ②10月1日からの街頭募金運動への取り組み
 - ・街頭募金調整会議、大口募金委員会、運動開始に向けての町内会へ事前協力依頼等、セレモニー（10月1日）、市民団体による街頭募金
- ③12月1日からの歳末募金運動への取り組み

■ 日本赤十字社北海道支部恵庭地区関係

- ①日赤恵庭市地区関係

⇒道日赤、地区長（恵庭市長）との調整、北海道大会

- ②日赤恵庭市地区協賛委員会関係

⇒役員会、総会、日赤社資、義援金募集

- ③恵庭市赤十字奉仕団及び同分団（4分団）関係

⇒役員会、総会、新年会等

- ④その他奉仕団関係

（点詠奉仕団、朗読奉仕団、スキーパトロール奉仕団（休会中）

⇒総会出席、助成金申請等

■ 恵庭地区保護司会関係

- ①恵庭地区保護司会関係

⇒役員会、総会、定例研修会、更生保護功労表彰者祝賀会、懇親会、

部会（総務、研修、事業、学校連携事業、社会参加活動の5部会）

恵庭地区更生保護サポートセンター

- ②恵庭地区保護司会恵庭分区関係

⇒役員会、総会、新年会、保護観察官定期駐在、分区自主研修、社明作文募集（7月）・審査（9月）・優秀賞伝達

⇒保護司候補者検討協議会開催（年1回～2回）

- ③“社会を明るくする運動”恵庭市推進委員会関係

（a）推進委員会総会、役員会、企画・推進部会の開催

（b）“社会を明るくする運動”及び青少年非行・被害防止全国強調月間（7月1日～7月31日）関係

⇒上記（a）で記載している推進会議等での検討を踏まえ、6月中に、強調月間に向けた事前の取り組み

- ・市庁舎前に横断幕の掲揚
- ・市内小中学校及び市内の主要施設にポスター掲示及び看板設置
- ・広報「えにわ」に掲載
- ・各町内会・自治会を通じ、啓発パンフレット配布

⇒6月下旬又は7月1日を目途に強調月間セレモニーを開催し、街頭啓発会場に移動し、街頭啓発活動。さらに、団体の行事に併せた「啓発・広報」活動。

⇒7月、作文コンテストの募集（中学2年生を対象）

④恵庭更生保護女性会関係

⇒役員会、総会、事業計画に基づく各種事業活動に係る調整支援
社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

⑤恵庭地区協力雇用主会関係

⇒役員会、総会、合同自主研修、社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

■恵庭市遺族会関係

①役員会、総会、新年会、青年部、研修会

②道及び市主催の戦没者追悼式参加

③北海道護国神社例大祭

(3) 協力団体として関わる会議及び行事について

■恵庭市障害老人と共に歩む会関係

①役員会(毎月年12回)、総会、忘年会、研修会・研修への参加

②すずらん託者の実施(毎月開催+バス旅行=年12回)

③ふれあい訪問・電話相談

④会報発行(年4回)・ふれあいまつり参加ほか